

ふくし りようえんじょじぎょう あんない
福祉サービス利用援助事業 かけはしのご案内

あなたの 暮らしの 安心のための

かけはし

お金の支払いで
いつも迷ってしまう...

福祉サービスを
利用したいけれど...

通帳などの大事な
書類の管理が心配...

福祉サービスの 利用の仕方などで
お困りのことは ありませんか？

わたしが お手伝いします。

相談してください。

しゃかいふくしほうじん ひろしまけんしゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人 広島県社会福祉協議会

あんしんサポートセンターかけはし

〒732-0816 ひろしましみなみくひじやまほんまち
広島市南区比治山本町 12-2

でんわ 電話 (082) 254-2300 ファクス FAX (082) 256-2228

て つ だ お手伝い できること

1 ふくし りよう てつだ 福祉サービスを 利用するときの お手伝い

- どのような ふくし 福祉サービスがあるのか
お知らせします。
- ふくし 福祉サービスの りよう 利用の手続きを
てつだ お手伝いします。
- ふくし 福祉サービスの ないよう 内容について
ふまん 不満があるときに そうだん 相談に のります。



いっしょ てつづ
一緒に手続きしましょう。



2 かね だ い てつだ お金の 出し入れの お手伝い

- ねん きん 年金や て あて 手当が つかう ちよう あなたの通帳に
はい 入っているかを たし 確かめます。
- にちじよう せいかつ 日常生活に必要な ひつよう 必要な お金の出し入れの
てつだ お手伝いをします。
- すい どう 水道やガスの料金 りよう きん 家賃などの
し はら 支払いを てつだ お手伝いします。



せいかつ し えんいん てつだ
生活支援員がお手伝いにつながいます。



③ つうちょう あず 通帳などを 預かります

- あなたの大事な だいじ 通帳や印鑑 つうちょう いんかん を
あず 預けることも できます。

※あなたが必要なときに
いつでも ひつよう お返し かえ します。



あんぜん 安全な場所 ばしょ にお預 あず かいします。



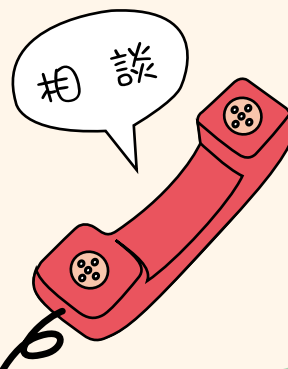
つうちょう 通帳や印鑑 いんかん は
どこに
お 置いたかなあ



そう だん 相談して ください

① れんらく 連絡して ください

- 詳しいことや くわ 利用 りよう のご相談 そう だん については
お住まいの す 市 し (区) く や町 まち の社会福祉協議会 しゃ かい ふく し きょう ぎ かい に
でん わ 電話 でん などで れんらく 連絡 れんらく してください。
- 相談 そう だん は む りよう 無料 む りよう です。



② てっだ お手伝いの 仕組み

- このお手伝い てっだ の仕事 しごと は ひろしまけんしゃ かい ふく し きょう ぎ かい 広島県社会福祉協議会 ひろしまけんしゃ かい ふく し きょう ぎ かい が
お住まいの す 市 し (区) く や町 まち の社会福祉協議会 しゃ かい ふく し きょう ぎ かい と
きょうりよく 協力 せき にん しあって せき にん 責任 せき にん をもって すすめて すすめています。
- お手伝い てっだ するのは しゃ かい ふく し きょう ぎ かい 社会福祉協議会 しゃ かい ふく し きょう ぎ かい の職員 しよくいん です。

ねが よろしくお願 ねが いします。



福祉サービス利用援助事業 かけはし

～福祉サービスをもっと身近なものにするために、社会福祉協議会がお手伝いします～

利用いただける人

高齢であることや障害があることで、介護保険をはじめ各種の福祉サービス利用の判断がつきにくい場合や、それに伴う日常的な金銭や通帳などの管理について不安がある人。

お手伝いの内容

①福祉サービスを利用されるときのお手伝い

- ・福祉サービスに関する情報提供
- ・福祉サービスの利用手続きのお手伝い
- ・苦情解決制度の利用のお手伝いなど

②日常的な金銭管理のお手伝い

- ・年金、手当の受領確認
- ・日常生活に必要な預貯金の払い戻し
- ・税金、公共料金、福祉サービスの利用料の支払い
- ・家賃や地代の支払いなど

③通帳などのお預かりサービス

- ・預貯金通帳（普通・定期）、保険証書、不動産権利証、契約書
- ・実印、印鑑登録カード、銀行届出印、キャッシュカードなど

利用料（相談や契約書の作成までは無料、支援は有料。）

① 福祉サービスを利用されるときのお手伝い	1回あたり	1,500円
② 日常的な金銭管理サービス		
③ 通帳などのお預かりサービス	1か月	1,500円

- ・契約内容にもとづくサービスによって生じる実費は、利用者負担になります。
- ・なお、生活保護を受けている人は、預かりサービス利用料のみの負担になります。（広島市を除く）

利用方法（社会福祉協議会と契約を結びます。）

- ・お住まいの市区町社会福祉協議会へご相談ください。社会福祉協議会の**専門員**が、状況をお伺いしながら、支援計画を作成します。
- ・その支援計画に基づく支援を行うことに合意いただければ、「福祉サービス利用支援契約」を結びます。
- ・この支援契約（支援計画）に基づいて、利用者の状況に合わせたきめ細かな福祉サービスが利用いただけるよう、社会福祉協議会の**生活支援員**がお手伝いします。

相談・問合せ先 お気軽にご相談ください。（相談の秘密はお守りします）

広島市社会福祉協議会 ☎:082(264)6406	呉市社会福祉協議会 ☎:0823(25)0266
竹原市社会福祉協議会 ☎:0846(22)5131	三原市社会福祉協議会 ☎:0848(63)0570
尾道市社会福祉協議会 ☎:0848(22)2113	福山市社会福祉協議会 ☎:084(928)1353
府中市社会福祉協議会 ☎:0847(47)1294	三次市社会福祉協議会 ☎:0824(63)3340
庄原市社会福祉協議会 ☎:0824(75)0345	大竹市社会福祉協議会 ☎:0827(52)2211
東広島市社会福祉協議会 ☎:082(430)8867	廿日市市社会福祉協議会 ☎:0829(20)0294
安芸高田市社会福祉協議会 ☎:0826(47)1131	江田島市社会福祉協議会 ☎:0823(27)8032
府中町社会福祉協議会 ☎:082(285)7278	海田町社会福祉協議会 ☎:082(820)0294
熊野町社会福祉協議会 ☎:082(855)2855	坂町社会福祉協議会 ☎:082(885)2611
安芸太田町社会福祉協議会 ☎:0826(32)2226	北広島町社会福祉協議会 ☎:0826(82)2680
大崎上島町社会福祉協議会 ☎:0846(62)1718	世羅町社会福祉協議会 ☎:0847(22)3162
神石高原町社会福祉協議会 ☎:0847(85)2330	